

## 第四十七号

## 徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正について

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「支援を行う事業並びに」を「支援等を行う事業、」に改め、「実施する事業」の下に「並びに賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業」を加える。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

- 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金について賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業等を実施するための所要の措置を講ずるとともに、失業者の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るための事業等を引き続き計画的に推進するため、当該基金の設置の期間を延長する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。